

石巻市移住相談窓口設置等業務プロポーザル評価基準

1 基本的な考え方

提案者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、企画提案面及び価格面の観点で評価する。受託候補者の決定に当たっては、委員ごとに、総合評価点による提案者の順位付けを行い、その順位に基づく順位点の合計値で、候補者を選定することとする。

なお、評価は「石巻市移住相談窓口設置等業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

2 評価の方法及び受託候補者の決定方法

(1) 「企画提案」の評価点（以下「提案評価点」という。）と「価格評価点」の得点配分は、90：10とし、それぞれ90点満点、10点満点の合計100点満点とする。

(2) 選定委員2人以上が「提案評価点」の配点の6割である最低基準点（54点）に満たない採点をした提案者は順位付けの対象外とし、選定委員ごとに「価格評価点」を加えた合計点数が高い提案者の順に順位を付ける。

また、同点の場合は上位順位で同順位とする。

① 「提案評価点」の算出方法

ア 別紙「石巻市移住相談窓口設置等業務プロポーザル評価表」に基づき、配点は次のとおりとする。

提案の評価	配点	
	10点	5点
非常に優れた提案	10点	5点
優れた提案	8点	4点
標準的な提案	6点	3点
やや低い水準の提案	4点	2点
低い水準の提案	2点	1点

イ 企画提案書の項目ごとに各委員の付けた評価の合計を計算する。

② 「価格評価点」の算出方法

ア 提案見積額が見積限度額（別添「石巻市移住相談窓口設置等業務プロポーザル実施要領」3）の範囲内の場合のみ、次の評価点を付与するものとし、提案見積額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

イ 最低提案見積額に対する当該提案見積額の割合により「価格評価点」を計算する。具体的には次の計算式となる。

$$\text{価格評価点} = 10点 \times \text{最低提案見積額} / \text{当該提案見積額}$$

ウ 「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下を切り捨て、整数点とする。

- (3) (2)の順位結果を順位点に換算し、順位点の合計値が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

順位	順位点
1 位	5 点
2 位	4 点
3 位	3 点
4 位	2 点
5 位以降	1 点

- (4) 順位点の合計値が最も高い提案者が2者以上あるとき（同点のとき）は、順位を1位とした委員数が多い提案者を受託候補者として選定する。
それでもなお同数の場合は、「提案見積額」の低い提案者を受託候補者として選定する。
- (5) 提案者が1者だった場合において、選定委員2人以上が「提案評価点」の配点の6割である最低基準点（54点）に満たない採点をしたときは、受託候補者として選定しない。